

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年4月4日(2024.4.4)

【国際公開番号】WO2023/282269

【出願番号】特願2023-533152(P2023-533152)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 3 8 5 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 3 8 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 4 7 / 6 9 (2 0 1 7 . 0 1)

A 6 1 K 4 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 4 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 3 1 / 1 9 8 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 3 1 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

A 6 1 K 3 1 / 3 8 5

A 6 1 K 3 8 / 0 6

A 6 1 P 2 5 / 1 6

A 6 1 K 4 7 / 6 9

A 6 1 K 4 5 / 0 0

A 6 1 P 4 3 / 0 0 1 2 1

A 6 1 K 3 1 / 1 9 8

A 6 1 K 3 1 / 1 6

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月22日(2023.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドパミン補充療法に用いられる薬物と組み合わせて投与されることを特徴とする、トリ
スルフィド化合物を含有するパーキンソン病の予防又は治療薬であって、

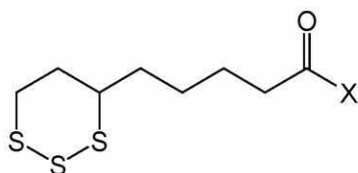
前記トリスルフィド化合物は、

グルタチオントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；

式(1)

【化1】

40



(1)

で表される化合物[式中、Xは、-OR¹又は-NR²R³を示し、R¹は水素原子又は炭素数1~6のアルキル基を示し、R²及びR³はそれぞれ独立に、水素原子又は炭素数1~6のアルキル基を示し、前記アルキル基は、アミノ基及びカルボキシ基からなる群よ

50

り選択される 1 以上の置換基を有してよい。]、その製剤学的に許容される塩若しくはそれらのシクロデキストリン包接体；

パンテチントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；又は

N, N' - ジアセチル - L - システイントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩

である、予防又は治療薬。

【請求項 2】

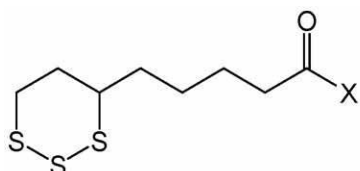
トリスルフィド化合物と組み合わせて投与されることを特徴とする、ドパミン補充療法に用いられる薬物含有するパーキンソン病の予防又は治療薬であって、

前記トリスルフィド化合物は、

グルタチオントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；

式 (1)

【化 2】



(1)

で表される化合物 [式中、X は、 $-OR^1$ 又は $-NR^2R^3$ を示し、 R^1 は水素原子又は炭素数 1 ~ 6 のアルキル基を示し、 R^2 及び R^3 はそれぞれ独立に、水素原子又は炭素数 1 ~ 6 のアルキル基を示し、前記アルキル基は、アミノ基及びカルボキシ基からなる群より選択される 1 以上の置換基を有してよい。]、その製剤学的に許容される塩若しくはそれらのシクロデキストリン包接体；

パンテチントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；又は

N, N' - ジアセチル - L - システイントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩

である、予防又は治療薬。

【請求項 3】

前記トリスルフィド化合物と前記ドパミン補充療法に用いられる薬物とが、同時に又は別々に投与される、請求項 1 又は 2 に記載の予防又は治療薬。

【請求項 4】

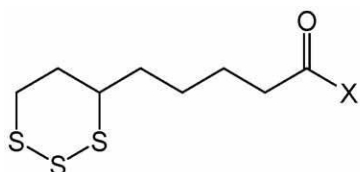
トリスルフィド化合物と、ドパミン補充療法に用いられる薬物とを含有するパーキンソン病の予防又は治療薬であって、

前記トリスルフィド化合物は、

グルタチオントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；

式 (1)

【化 3】



(1)

で表される化合物 [式中、X は、 $-OR^1$ 又は $-NR^2R^3$ を示し、 R^1 は水素原子又は炭素数 1 ~ 6 のアルキル基を示し、 R^2 及び R^3 はそれぞれ独立に、水素原子又は炭素数 1 ~ 6 のアルキル基を示し、前記アルキル基は、アミノ基及びカルボキシ基からなる群より選択される 1 以上の置換基を有してよい。]、その製剤学的に許容される塩若しくは

はそれらのシクロデキストリン包接体；
パンテチントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩；又は
N, N' - ジアセチル - L - システイントリスルフィド若しくはその製剤学的に許容される塩
である、予防又は治療薬。

【請求項 5】

前記トリスルフィド化合物が、グルタチオントリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩である、請求項 1、2 又は 4 に記載の予防又は治療薬。

【請求項 6】

前記グルタチオントリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩が、グルタチオントリスルフィド、グルタチオントリスルフィドのアミノ酸塩及びグルタチオントリスルフィドのアルカリ金属塩からなる群から選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 5 に記載の予防又は治療薬。

10

【請求項 7】

前記グルタチオントリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩が、グルタチオントリスルフィド、グルタチオントリスルフィドのアルギニン塩及びグルタチオントリスルフィドのナトリウム塩からなる群から選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 5 に記載の予防又は治療薬。

【請求項 8】

前記トリスルフィド化合物が、リポ酸トリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩である、請求項 1、2 又は 4 に記載の予防又は治療薬。

20

【請求項 9】

前記トリスルフィド化合物が、パンテチントリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩である、請求項 1、2 又は 4 に記載の予防又は治療薬。

【請求項 10】

前記トリスルフィド化合物が、N, N' - ジアセチル - L - システイントリスルフィド又はその製剤学的に許容される塩である、請求項 1、2 又は 4 に記載の予防又は治療薬。

【請求項 11】

前記ドパミン補充療法に用いられる薬物が、ドパミン前駆体、ドパ脱炭酸酵素阻害剤、カテコール - O - メチル基転移酵素阻害剤、モノアミン酸化酵素阻害剤、ドパミン遊離促進薬及びドパミンアゴニストからなる群から選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 1、2 又は 4 に記載の予防又は治療薬。

30

40

50